

役員等旅費規程に関する運用細則

単位：円

| 職名 | 会議等名 | 交通費 | 日当 | 摘要 |
|--------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|
| 会長 | 総会・理事会 | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 3,000 | 役員報酬による |
| | 連合会理事会 | 支給しない | 10,000 | 役員報酬による |
| | 他団体会議(仙台市内) | 支給しない | 3,000 | 懇親会等出席の場合 ご祝儀 10,000 |
| | 他団体会議(仙台市外) | 実費相当額 | 別表2のとおり | |
| | 事務局決裁(週1回) | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| 副会長 | 総会・理事会 | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 3,000 | 役員報酬による |
| | その他会議等 | 会長の例に準ずる | | |
| 理事 (委員長) | 総会・理事会 | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 3,000 | 役員報酬による |
| | その他会議等 | 会長の例に準ずる | | |
| 監事 | 総会・理事会 | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| | 監査会 | 支給しない | 支給しない | 役員報酬による |
| | その他会議等 | 会長の例に準ずる | | |
| 特別委員長 | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 3,000 | |
| | その他会議等 | 会長の例に準ずる | | |
| 一般会員 | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 3,000 | |
| | その他会議等 | 会長の例に準ずる | | |
| 顧問 | 委員会 (特別委員会を含む) | 支給しない | 5,000 | |
| | その他会議等 | | | |
| 【参 考】 | | | | |
| 講演会講師 | 他団体へ要請し派遣した場合 | 講師謝金に準ずる | | |
| 無料相談会 | 定例・行政困りごと相談 | 謝金として4,000(税込み) | | |
| | 不動産鑑定評価の日 土地月間 | 謝金として原則4,000~14,000(税込み) 交通費は支給しない。 相談会会場の距離と時間を考慮してその都度決める。 | | |

注1 東北不動産鑑定士協会連合会役員会への出席については、他団体会議(仙台市内)に準ずる。

注2 一般会員のその他会議等については、他団体等からの要請により本会が推薦した場合に限る。

注3 士協会契約業務に係るリーダー等会議、担当鑑定士の打ち合せ会等の日当については、別途リーダー等手当及び鑑定報酬料が支払われることから、これを支給しない。

注4 会長・副会長・理事・監事については、打ち合せ等会議の要請文書のないものについては、日当は支給しない。

注5 WEB会議で開催された会議の日当は3,000円とする。(2020.11.13)